

浦幌町中小企業勤労者福利厚生共済加入奨励補助金交付要綱

平成25年2月13日告示第15号

浦幌町中小企業勤労者福利厚生共済加入奨励補助金交付要綱を次のように定め、平成25年4月1日から適用する。

浦幌町中小企業勤労者福利厚生共済加入奨励補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、浦幌町内の中小企業の事業主等が、就業する従業員等の福利厚生の向上を図るため、一般財団法人とかち勤労者共済センター（以下「あおぞら共済」という。）への加入を奨励し、その加入に係る経費を補助することにより、労働力の確保と定着及び勤労意欲の向上を図ることを目的とする。

(補助金の交付対象者)

第2条 補助金の交付対象者は、浦幌町内の事業所に就業する従業員等のあおぞら共済加入に係る入会金及び会費を納付した事業主等とする。

(補助金の交付期間)

第3条 補助金の交付期間は、あおぞら共済に加入した月から3年間とする。ただし、既に参加している事業所等については、この要綱の適用年月日から3年間とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、毎年度予算の範囲内において、事業主等が支払ったあおぞら共済入会金の全額及び会費の2分の1以内の額とする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、浦幌町商工会を經由し、毎年3月20日までに補助金交付申請書（別記第1号様式）に次の書類を添えて、町長に対し提出しなければならない。

- (1) 中小企業勤労者福利厚生共済会費等納入状況報告書（別記第2号様式）
- (2) 納入状況が確認できる書類の写し
- (3) その他、町長が必要と認めた書類

(補助金の交付決定等)

第6条 町長は、前条に規定する申請を受理したときは、当該申請に係る書類等の内容を審査し、補助金を交付することが適当と認めるときは、補助金の交付決定及び補助金の額の確定をするものとする。

2 町長は、前項の規定により補助金の交付決定及び補助金の額の確定をしたときは、その決定内

容及び補助金の額を補助金交付決定書（別記第3号様式）により、条件を付して補助金交付申請者に通知しなければならない。

（補助金の取消し及び返還）

第7条 町長は、補助金の交付決定又は交付を受けた事業主等が、次の各号の一に該当したときは、補助金の交付決定の取消し、又は交付した補助金の全額若しくは一部の返還を命ずることができる。

（1）虚偽の申請、その他不正な行為があったとき。

（2）その他、補助金の交付に相当でない行為があったとき。

（延滞金）

第8条 補助事業者は、前条の規定に基づき補助金の返還を命ぜられ、町長が指定する納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）について、年10.75パーセントの割合で計算した違約延滞金を町に納付しなければならない。

別記第1号様式（第5条関係）

別記第2号様式（第5条関係）

別記第3号様式（第6条関係）